財団法人　三重県環境保全事業団寄附行為

第　１　章　　総　　則

（名　　称）

第１条　この法人は、財団法人三重県環境保全事業団という。

（事　務　所）

第２条　この法人は、事務所を津市河芸町上野3258番地におく。

（目　　的）

第３条　この法人は、環境汚染を防止し、生活環境の向上を図るとともに、自然環境を保全等するため、環境保全事業を通じて県民の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。

（事　　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　計量法に基づく濃度、特定濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルの計量証明事業

(2)　水道法に基づく施設の維持管理及び水質等検査

(3)　下水道法に基づく施設の維持管理及び水質等検査

(4)　労働安全衛生法に基づく作業環境測定

(5)　建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物飲料水水質検査

(6)　環境影響調査及びこれに関連する事業

(7)　自然環境保全調査及びこれに関連する事業

(8)　環境マネジメントシステムに関する審査登録事業

(9)　品質マネジメントシステムに関する審査登録事業

(10)　環境保全及びこれに関連するコンサルティング事業（ただし、ＩＳＯ14001及びＩＳＯ9000に関するコンサルティング事業を除く）

(11)　産業廃棄物、特別管理産業廃棄物及び市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の処理(中間処理、再資源化、最終処分その他関連する事項を含む)、運搬並びに廃棄物処理施設等に係るコンサルティング事業

(12)　環境保全に関連する県民活動の支援事業

(13)　地球温暖化対策への普及啓発に関する事業

(14)　環境保全に関する研修及び講習会の開催

(15)　環境保全に関する広報及び啓発活動

(16)　その他目的を達成するために必要な調査、研究及び事業

第　２　章　　資産及び会計

（資産の構成）

第５条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　現金

(2)　預金

(3)　有価証券

(4)　土地及び建物

(5)　備品

(6)　その他

（資産の種別）

第６条　この法人の資産は、基本財産及び運用財産の２種とする。

２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録のうち基本財産の部に記載された財産

(2)　基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3)　理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

３　運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の処分の制限）

第７条　基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の４分の３以上の同意を得、かつ、三重県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

（資産の管理）

第８条　資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

２　基本財産のうち現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、または国債、公債、その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

（経費の支弁）

第９条　この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第10条　この法人の毎会計年度の事業計画及び収支予算は理事長が調整しその年度開始までに理事会の議決により定めなければならない。

２　理事長は前項の事業計画または予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（決　　算）

第11条　この法人の毎会計年度の収支決算は、毎会計年度終了後速かに理事長が作成し、証拠書類及び事業報告書をあわせて監事の監査に付し、その意見書をつけて会計年度終了後２ヵ月以内に理事会の承認を得るものとする。

（ 会計年度 ）

第12条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終る。

第　３　章　　役　員　等

（種　　別）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事10人以上15人以内　　うち　理事長　　１人
副理事長　１人以内
専務理事　２人以内
及び常務理事　２人以内

(2)　監事　　２人

（選　　任）

第14条　理事及び監事は、評議員会において選任する。

２　理事は、互選により、理事長、副理事長、専務理事、及び常務理事を選任する。

３　理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

（職　　務）

第15条　理事は理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

２　理事長は、この法人の業務を統轄し、この法人を代表する。

３　副理事長は、理事長を補佐して、業務を処理し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、理事会の定めるところに従いその職務を代行する。

４　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、業務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるとき、または欠けたときは、理事会の定めるところに従いその職務を代行する。

５　常務理事は、常務を処理し、理事長、副理事長、及び専務理事に事故あるとき、または欠けたときは、理事会の定めるところに従いその職務を代行する。

６　監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

（任　　期）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解　　任）

第17条　役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の４分の３以上の同意により解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬）

第18条　役員の報酬は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第　4　章　　理　事　会

（構　　　成）

第19条　理事会は、理事をもって構成する。

（権　　能）

第20条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

（招　　　集）

第21条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、理事総数の３分の１以上にあたる者から会議に付議しようとする事項を示して理事会招集の請求を受けたときは、速かに理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

（議　　　長）

第22条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（定 足 数）

第23条　理事会は、理事２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議　　　決）

第24条　理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

2　前項の場合において、可否同数のときは、議長が決する。

（書面表決等）

第25条　やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前２条の規定の適用については、出席したものとみなす。

（議　事　録）

第26条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　会議の日時及び場所

(2)　理事の現在数

(3)　会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）

(4)　議決事項

(5)　議事の経過

(6)　議事録署名人の選出に関する事項

2　議事録には出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人２人以上が議長とともに署名しなければならない。

第　5　章　　　評議員及び評議員会

（評　議　員）

第27条　この法人に、評議員を置く。

２　評議員は、12人以上16人以内とする。

３　評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

４　評議員には、第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

（ 評議員会 ）

第28条　評議員会は評議員をもって構成する。

２　評議員会は、理事長が招集する。

３　評議員会の議長は、その都度、評議員会において、出席評議員で互選する。

４　評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

５　評議員会には、第23条から第26条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第　6　章　　　事　　務　　局

（事　務　局）

第29条　この法人の事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局に必要な職員を置き、理事長が任免する。

第　7　章　　　寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第30条　この寄附行為は理事会において、理事の４分の３以上の同意を得、三重県知事の認可を受けなければ変更することが出来ない。

（解散及び残余財産の処分）

第31条　この法人は、民法第68条第１項第２号から第４号までの規定によるほか、理事会において、理事４分の３以上の同意を得、三重県知事の認可があったとき解散する。

２　解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、三重県知事の認可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第　８　章　　補　　則

（委　　任）

第32条　この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附　　則

１　この法人の設立当初の役員は、第14条第１項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第16条第１項の規定にかかわらず、昭和53年３月31日までとする。

２　この法人の設立初年度及び次年度の事業計画並びに収支予算は、第10条及び第21条第１号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

３　この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和53年３月31日までとする。

附　　則

この寄附行為は、昭和53年５月31日から施行する。　（専務理事の設置）

附　　則

この寄附行為は、昭和53年10月７日から施行する。　（事業内容の変更）

附　　則

この寄附行為は、昭和55年５月29日から施行する。　（事業内容の変更）

附　　則

この寄附行為は、昭和61年５月27日から施行する。　（常務理事の設置）

附　　則

この寄附行為は、昭和62年３月24日から施行する。　（事業内容の変更）

附　　則

この寄附行為は、昭和63年３月22日から施行する。　（副理事長の増員）

附　　則

この寄附行為は、平成３年４月１日から施行する。　（事業内容の変更）

附　　　則

この寄附行為は、平成６年４月１日から施行する。　（事業内容の変更）
（役員等の種別、及び職務の変更）

附　　　則

この寄附行為は、平成６年５月26日から施行する。　（事業内容の変更）

附　　　則

この寄附行為は、平成６年９月５日から施行する。　（事務所所在地の変更）

附　　　則

この寄附行為は、平成８年４月１日から施行する。　（事業内容の変更）

附　　　則

この寄附行為は、平成９年４月１日から施行する。　（事業内容の変更）
（役員等の種別の変更）

附　　　則

この寄附行為は、平成10年４月１日から施行する。　（事業内容の変更）
（役員等の種別の変更）

附　　　則

この寄附行為は、平成10年10月15日から施行する。（事業内容の変更）

附　　　則

１　この寄附行為は、平成11年４月20日から施行する。

２　この寄附行為による改正後の理事及び監事の選任に関する規定は、改正後の評議員の選出及び委嘱の日以後に適用する。

（事業内容の変更、役員等の定数、選任等の変更及び評議員、評議員会の設置）

附　　　則

この寄附行為は、平成11年８月18日から施行する。（事業内容の変更）

附　　　　則

この寄附行為は、平成12年４月13日から施行する。（目的・事業内容の変更）
（役員等の種別の変更）

附　　　　則

この寄附行為は、平成13年４月25日から施行する。（役員等の定数変更）
（評議員の定数変更）

附　　　　則

この寄附行為は、平成14年６月13日から施行する。（役員等の定数変更）
（評議員の定数変更）

附　　　　則

１　この寄附行為は、平成14年11月６日から施行する。

２　この寄附行為による改正後の第４条第１項第８号および第９号（審査登録事業）に関する規定は、財団法人日本適合性認定協会から審査登録機関としての認定を受けた日から適用し、また、改正後の第４条第１項第12号（コンサルティング事業）中のただし書（ＩＳＯ14001及びＩＳＯ9000に関するコンサルティング事業を除く）に関する規定は、平成15年４月１日から適用する。

附　　　　則

この寄附行為は、平成16年６月21日から施行する。（事業内容の変更）

附　　　　則

この寄附行為は、平成17年５月２日から施行する。（役員等の定数変更）

附　　　　則

この寄附行為は、平成18年12月26日から施行する。（事務所住所表示の変更）